

(別紙 1)

植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託

仕 様 書

水 戸 市

第1章 総則

1 委託名

植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託

2 委託目的

(1) 現況

昭和62年の開園から令和9年で40周年を迎える水戸市植物公園（以下、「植物公園」という。）は、テラスガーデン、観賞大温室、熱帯果樹温室、植物館、芝生園、中池等を有する洋風庭園であり、これまで多くの市民に愛され、水戸の植物文化を守ってきた都市公園である。令和元年度から令和3年度にかけては第1期リニューアルとして、観賞大温室及び熱帯果樹温室等の施設や園路の改修、植物の植替え等を実施した。しかし、インフラを始め、施設棟や園路などの屋内外各所において施設の老朽化が見られており、今後改修や補修が必要な状況にある。

また、植物公園に隣接する旧清掃事務所や旧清掃工場から成る旧水戸市小吹清掃工場等跡地（以下、「工場等跡地」という。）は、令和7年度から解体を順次進めており、令和13年度に解体完了を見込んでおり、跡地については効率的かつ有効的な利活用を多くの市民から求められている。

これに加えて、小吹運動公園（以下、「運動公園」という。）は、老朽化に伴う長寿命化対策事業の一環として、今後改修工事を予定しており、隣接する植物公園及び工場等跡地との相互利用や相乗効果による地域の活性化を期待されている。

(2) 目的

本委託は、植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園、運動公園の一体的な利活用に向け、市民アンケートや地元住民とのワークショップ等を踏まえて合意形成を図り、基本計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から330日間とする。ただし、令和9年4月以降の履行期間については、3月定例会の承認を得た後、変更契約を締結する。

また、委託内容により履行期間延伸の必要が生じた場合は、委託者・受託者協議の上、延長できるものとする。

4 委託範囲

水戸市 小吹町 地内（対象地面積21.9ha）

- ・水戸市植物公園（宮脇池、旧清掃事務所含む）
- ・旧水戸市小吹清掃工場等跡地（旧清掃工場、築山）
- ・小吹運動公園（体育館・プール※、野球場）

※ 体育館及びプールは改修を予定している。

5 関連法令の遵守

受託者は、委託実施にあたり関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

6 配置予定技術者

受託者は、本委託における管理技術者及び照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。

7 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または共通仕様書及び本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者協議の上、これを定める。

8 打合せ

本委託の円滑かつ適正な遂行のため、打合を原則として次のとおり行う。

当初：着手時

中間：4回以上

最終：成果品納入時

9 検査

受託者は、委託の完了に際し、成果品について市の検査を受けるものとする。なお、検査完了後であっても、成果品に不備が発見された場合、受託者の負担と責任において、これを訂正すること。

10 秘密の保持

受託者は、委託上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

また、コンサルタントとして、中立性を遵守しなければならない。

11 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、委託者に提出して確認を受けなければならない。

12 閲覧資料

(1) 平成 28 年度 水戸市植物公園 リニューアル基本構想・基本計画

(2) 令和 7 年度 国補植物公園第 2 期リニューアル測量委託

(3) 令和 7 年度 国補植物公園宮脇池散策路整備工事（1、2、3 工区）

13 その他

- ・現場作業は、別途建築課にて発注済みの「旧水戸市小吹清掃工場粗大ごみ処理施設等及び地下構造物解体工事」及びその他関連工事と工程調整の上、実施すること。
- ・ウィークリースタンス実施要領の対象であるため、「水戸市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者及び受託協力のもと取組むこと。

第2章 委託内容

受託者は、植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託として次の委託を行う。
詳細な内容は、監督員との協議により定める。

1 委託内容

計画対象地の立地条件等を整理・分析評価し、かつ、地域住民等との対話を通じて、求める公園の機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略検討に基づいて、土地利用（空間構成）及び動線を定める等、公園等の基本的な内容を決定する。

また、植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園の相互利用を促す仕掛けや動線等の検討を行い、一体的な利用に向けた整備方針を策定する。

2 作業内容

（1）現況把握

計画対象地の活用に際して整理しておくべき基本的な条件や課題を把握、整理する。

- ① 計画条件の把握と整理
- ② 各種関連資料の収集と整理
- ③ 現地調査（計画対象地及びその周辺地域）
- ④ 自然・社会・人文・景観等の概況整理

（2）敷地分析

計画対象地の地域特性、敷地条件、環境特性などの諸条件及び問題点の整理を行う。

- ① 計画対象地と周辺地形や土地利用との関係整理
- ② 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ③ 問題点や課題の整理

（3）計画内容の検討及び設定

（1）、（2）において整理した条件や地元住民とのワークショップの意見等を踏まえ、計画の基本方針設定及び既存施設の取捨選択、導入施設の内容・概略規模を設定すると共に、景観・環境保全・管理運営等の概略検討に基づいて、基本的な内容を決定する。

- ① 基本方針の検討と設定
- ② ゾーニングの検討と設定
- ③ 導入施設の検討と設定
- ④ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- ⑤ アクセスや導線の検討と設定
- ⑥ 環境の保全と創出に関する検討と設定
- ⑦ 空間構成の検討と設定
- ⑧ 整備水準の検討と設定
- ⑨ 維持管理方法の検討と設定

(4) 基本計画図の作成

基本計画平面図を作成する。(縮尺は1/500～1/1000程度を想定)

(5) 概算工事費の算出

同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出を行う。

(6) 基本計画説明書の作成

検討経緯及び結果をわかりやすくまとめ、報告書を作成する。

(7) 照査

成果品の品質を確保するため、委託の主要な区切りにおいて照査技術者による照査を行い、実施した内容は照査記録簿に記録し、委託者への報告を実施するものとする

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正さの照査
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の適正照査
- ③ 成果品の内容の適正さの照査

(8) 打合せ協議

委託の主要な区切りとして、委託着手時、中間時4回以上、成果品納品時の計6回以上の打合せを行うものとする。

(9) 鳥瞰図作成

決定した内容に基づき、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図を作成する。(A3版、着色仕上げ)

(10) 市民アンケートの実施

広く意見徴収を行うため市民アンケートを発注者と共に実施する。それに伴う調査内容の検討のほか事前準備、調査方法の検討、実施後の集計及び結果整理を行う。

(11) 地元住民とのワークショップ開催

地元住民とのワークショップを発注者と共に開催し、意見徴収を行う。それに伴う資料作成等の事前準備、当日の議事進行及び議事録作成を行う。

第3章 成果品

受託者は、本委託の完了に際し、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成及び編集方法等について、あらかじめ委託者と協議のうえ作成するものとする。

また、本委託を進めるに当たって、作成した資料、参考とした資料、議事録等についても、整理し提出するものとする。

・ 報告書・・・A4版印刷製本 3部

基本計画図 一式

基本計画説明書 一式

照査報告書 一式

鳥瞰図 一式

・ 上記電子データ・・・CD-R等 3部